

分類		水質基準項目		水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する項目	病原生物	1	一般細菌	100個/mL以下	0	
		2	大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.001未満	
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.15	
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.11	
		一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満
			15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満	
	17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満	
	18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	
	19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	
	20		PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	0.000013	
	21		ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	
	消毒副生成物	22	塩素酸	0.6mg/L以下	0.08	
		23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	
		24	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001未満	
		25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	
		26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	
		27	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	
		28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	
		29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	
		30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001未満	
		31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	
		32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	
		34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	
		35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	
		36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	
	味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	13	
	色	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	
	味覚	39	塩化物イオン	200mg/L以下	14	
		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	150	
		41	蒸発残留物	500mg/L以下	240	
	発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	
	におい	43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	-----	
		44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	
	発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	
	におい	46	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	
	味覚	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	
	基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	7.1	
		49	味	異常でないこと	異常なし	
50		臭気	異常でないこと	異常なし		
51		色度	5度以下	0.5未満		
52		濁度	2度以下	0.1未満		
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)		0.1mg/L以上	0.33	

—印は、今回測定しなかった項目

分類		水質基準項目		水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する項目	病原生物	1	一般細菌	100個/mL以下	0	
		2	大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-----	
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-----	
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	-----	
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-----	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	-----	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-----	
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-----	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-----
			15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-----
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-----	
	17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-----	
	18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-----	
	19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	-----	
	20		PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	-----	
	21		ベンゼン	0.01mg/L以下	-----	
	消毒副生成物	22	塩素酸	0.6mg/L以下	-----	
		23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-----	
		24	クロロホルム	0.06mg/L以下	-----	
		25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		27	臭素酸	0.01mg/L以下	-----	
		28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	-----	
		31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	-----	
		32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-----	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	-----	
		35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	-----	
		36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
	味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-----	
	色	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	-----	
	味覚	39	塩化物イオン	200mg/L以下	14.0	
		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-----	
		41	蒸発残留物	500mg/L以下	-----	
	発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-----	
	におい	43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	-----	
		44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	
	発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-----	
	におい	46	フェノール類	0.005mg/L以下	-----	
	味覚	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	
基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	7.0		
	49	味	異常でないこと	異常なし		
	50	臭気	異常でないこと	異常なし		
	51	色度	5度以下	0.5未満		
	52	濁度	2度以下	0.1未満		
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)		0.1mg/L以上	0.33	

—印は、今回測定しなかった項目

分類		水質基準項目		水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する項目	病原生物	1	一般細菌	100個/mL以下	0	
		2	大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-----	
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-----	
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	-----	
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-----	
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	-----	
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-----	
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-----	
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-----
			15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-----
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-----	
	17		ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-----	
	18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-----	
	19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	-----	
	20		PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	-----	
	20		ベンゼン	0.01mg/L以下	-----	
	消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	-----	
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-----	
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下	-----	
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		26	臭素酸	0.01mg/L以下	-----	
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	-----	
		30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	-----	
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-----	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	-----	
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	-----	
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
	味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-----	
	色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	-----	
	味覚	38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	
		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-----	
		40	蒸発残留物	500mg/L以下	-----	
	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-----	
	におい	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	
	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-----	
	におい	45	フェノール類	0.005mg/L以下	-----	
	味覚	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	
	基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2	
		48	味	異常でないこと	異常なし	
49		臭気	異常でないこと	異常なし		
50		色度	5度以下	0.5未満		
51		濁度	2度以下	0.1未満		
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)		0.1mg/L以上	0.32	

—印は、今回測定しなかった項目